

「わたしとあなたを大切にするあったかプラン－第 4 次安芸高田市男女共同参画プラン－」
(案) へのパブリックコメントの結果について

1.意見の募集期間

2026 年 7 月 15 日 (水) ～ 8 月 31 日 (月)

2.計画 (案) の閲覧場所

- ・ 安芸高田市ホームページ
- ・ 市役所人権多文化共生推進課 (本庁舎第 2 庁舎 1 階) 及び各支所窓口
- ・ 吉田・八千代・甲田・たかみや 各人権福祉センター窓口

3.意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に通勤、通学されている方、計画の内容に利害関係を有している方

4.意見提出方法

意見回収ボックス投函、郵送、Web フォームに入力、ファックス、窓口へ持参

5.パブリックコメント結果の公表結果

0 件

－ 参考 －

「わたしとあなたを大切にするあったかプラン－第4次安芸高田市男女共同参画プラン－」 (案) へのパブリックコメント募集要領

安芸高田市では、性別による固定的な役割分担意識や慣習にとらわれることなく、人権が尊重され、人がそれぞれの個性と能力を発揮して活躍できる男女共同参画社会を目指しています。

これまで男女共同参画推進審議会を通して様々な意見をうかがってきました。その意見を踏まえて、このたび、2027（令和9）年度からの5か年計画となる「わたしとあなたを大切にするあったかプラン－第4次安芸高田市男女共同参画プラン－」(案)を作成しました。

市民をはじめ、安芸高田市に関係する皆さまからの意見を募集します。幅広いご意見をお寄せいただきますようお願いします。

1.意見の募集期間

2026 年 7 月 15 日（水）～8 月 31 日（月）必着

※郵送の場合は、8 月 31 日（月）消印有効

2.計画（案）の閲覧場所

- ・ 安芸高田市ホームページ
<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/jinkentabunka/>
- ・ 市役所人権多文化共生推進課（本庁舎第2庁舎1階）及び各支所窓口
- ・ 吉田・八千代・甲田・たかみや 各人権福祉センター窓口

3.意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤、通学されている方
- (3) 計画の内容に利害関係を有している方

4.意見提出要領

(1) 記載要領

- ・ 意見書の様式は自由です。（参考様式はお示しします。）
- ・ 意見書には、3.意見を提出できる方の区分（(1)～(3)）、氏名（団体の場合は団体名、代表者名）、住所、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記入して、提出してください。
- ・ 件名は「安芸高田市男女共同参画プラン（案）に関する意見」と明記してください。

(2) 提出方法

以下のいずれかの方法により提出してください。

ア 郵送の場合

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

イ Web フォームの場合

Web フォームに入力



ウ ファックスの場合

FAX 番号：0826-47-1206

エ 持参する場合

市人権多文化共生推進課、市役所各支所及び各人権福祉センター窓口

(3) 留意事項

- ・窓口及び電話等での口頭による意見の受付は行いません。
- ・いただいた意見に対して、個別の回答は行いません。
- ・いただいた意見について、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があります。

5.パブリックコメント結果の公表結果

- ・いただいた意見、意見に対する市の考え方等を整理し、市ホームページなどで公表します。
- ・この際に住所、氏名等は公表しません。

6.お問合せ先

安芸高田市 市民部 人権多文化共生推進課

電話 0826-42-5630

ファックス 0826-47-1206

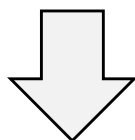
住所 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

わたしとあなたを大切にするあったかプラン（案）

前回配布資料4 プラン（素案）修正案以外の 修正箇所

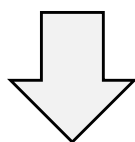
わたしとあなたを大切にするあったかプラン 資料編

修正箇所	修正文
P33 上部	○ハラスメントの「自分への被害と自分のまわりの人への被害」の状況 ・セクシュアルハラスメント（セクハラ）とマタニティハラスメント（マタハラ）は前回と比べて減少がみられますが、パワーハラスメント（パワハラ）は増加がみられます。



修正箇所	修正文
P33 上部	○ 調査時点における過去3年間の ハラスメントの「自分への被害と自分のまわりの人への被害」の状況 ・セクシュアルハラスメント（セクハラ）とマタニティハラスメント（マタハラ）は前回と比べて減少がみられますが、パワーハラスメント（パワハラ）は増加がみられます。

修正箇所	修正文
P35 P36	<u>2025年度</u> 安芸高田市の男女共同参画の状況 1. 地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用 ～ 5. 安芸高田市の人口(住民基本台帳登録者)の表内数値



修正箇所	修正文
P35 P36	2026年度 安芸高田市の男女共同参画の状況 1. 地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用 ～ 5. 安芸高田市の人口(住民基本台帳登録者)の表内数値 → 2026（R8）.4.1現在の数値を反映 → P2, P3を参照

1. 地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用

2026年度 安芸高田市の男女共同参画の状況

審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の 割合	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の 割合	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の 割合
		2021 (R3) . 4. 1現在			2022 (R4) . 4. 1現在			2023 (R5) . 4. 1現在		
市町村防災会議	災害対策基本法第十六条	42	3	7.1%	42	3	7.1%	43	4	9.3%
民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	2	14.3%	14	2	14.3%	14	2	14.3%
国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	3	33.3%	9	3	33.3%	9	3	33.3%
介護認定審査会	介護保険法第十四条	27	7	25.9%	26	6	23.1%	25	5	20.0%
環境審議会	環境基本法第四十四条	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	0.0%
社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	13	2	15.4%	13	2	15.4%	12	2	16.7%
スポーツ振興審議会	スポーツ振興法第十八条	10	2	20.0%	10	2	20.0%	25	8	32.0%
地方文化財保護審議会	文化財保護法第九十条	12	0	0.0%	9	0	0.0%	9	0	0.0%
障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法第十五条	10	4	40.0%	10	4	40.0%	10	4	40.0%
人権相談員	安芸高田市人権相談員設置条例第一条	4	2	50.0%	4	2	50.0%	2	2	100.0%
民生児童委員（生活相談員）	安芸高田市生活指導員設置条例第一条	128	65	50.8%	128	66	51.6%	126	68	54.0%
安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会	安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会条例第三条	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
安芸高田市スポーツ推進員	スポーツ振興基本法第三十二条	46	15	32.6%	46	15	32.6%	25	8	32.0%
安芸高田市男女共同参画推進審議会	安芸高田市男女共同参画推進条例第十八条	12	7	58.3%	9	6	66.7%	9	6	66.7%
安芸高田市障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一五条	31	13	41.9%	30	13	43.3%	31	11	35.5%
障害者に関する審議会その他の合議制の機関	障害者基本法第三十六条	15	5	33.3%	15	4	26.7%	15	4	26.7%
合 計		340 人	115 人	33.8%	333 人	114 人	34.2%	359 人	128 人	35.7%

審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の 割合	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の 割合	委員総数 (人)	うち女性 委員数 (人)	女性の 割合
		2024 (R6) . 4. 1現在			2025 (R7) . 4. 1現在			2026 (R8) . 4. 1現在		
市町村防災会議	災害対策基本法第十六条	43	5	11.6%	43	5	11.6%	44	6	13.6%
民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	3	21.4%	14	3	21.4%	14	2	14.3%
国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	1	11.1%	9	1	11.1%	9	1	11.1%
介護認定審査会	介護保険法第十四条	23	6	26.1%	23	6	26.1%	22	3	13.6%
環境審議会	環境基本法第四十四条	0	0	0.0%	0	0	0.0%	9	2	22.2%
社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	12	2	16.7%	12	3	25.0%	12	2	16.7%
スポーツ振興審議会	スポーツ基本法第三十一条	22	8	36.4%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
地方文化財保護審議会	文化財保護法第九十条	9	1	11.1%	9	1	11.1%	9	1	11.1%
障害支援区分認定審査会	障害者総合支援法第十五条	10	5	50.0%	10	5	50.0%	10	5	50.0%
人権相談員	安芸高田市人権相談員設置条例第一条	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
民生児童委員（生活相談員）	安芸高田市生活指導員設置条例第一条	125	65	52.0%	123	65	52.8%	123	65	52.8%
安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会	安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会条例第三条	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
安芸高田市スポーツ推進員	スポーツ基本法第三十二条	22	8	36.4%	22	8	36.4%	23	6	26.1%
安芸高田市男女共同参画推進審議会	安芸高田市男女共同参画推進条例第十八条	9	6	66.7%	9	6	66.7%	12	7	58.3%
安芸高田市障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一五条	33	14	42.4%	31	15	48.4%	31	15	48.4%
障害者に関する審議会その他の合議制の機関	障害者基本法第三十六条	15	3	20.0%	15	3	20.0%	15	3	20.0%
合 計		351 人	129 人	36.8%	325 人	123 人	37.8%	338 人	120 人	35.5%

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性の登用

委員会、委員名	委員数 (人)	うち女 性委員 数 (人)	うち女 性委員 割合	委員数 (人)	うち女 性委員 数 (人)	うち女 性委員 割合	委員数 (人)	うち女 性委員 数 (人)	うち女 性委員 割合	委員数 (人)	うち女 性委員 数 (人)	うち女 性委員 割合	委員数 (人)	うち女 性委員 数 (人)	うち女 性委員 割合
	2022 (R4) . 4. 1現在			2023 (R5) . 4. 1現在			2024 (R6) . 4. 1現在			2025 (R7) . 4. 1現在			2026 (R8) . 4. 1現在		
教育委員会	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%
選挙管理委員会	4	2	50.0%	4	2	50.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%	4	3	75.0%
公平委員会	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
監査委員	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
農業委員会	12	1	8.3%	12	1	8.3%	12	1	8.3%	12	1	8.3%	13	1	7.7%
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
合 計	28 人	5 人	17.9%	28 人	5 人	17.9%	28 人	6 人	21.4%	28 人	6 人	21.4%	29 人	6 人	20.7%

3. 一般職の女性在職状況

区 分	一 般 職職員 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一 般 職職員 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一 般 職職員 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一 般 職職員 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一 般 職職員 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)
	2022 (R4) . 4. 1現在			2023 (R5) . 4. 1現在			2024 (R6) . 4. 1現在			2025 (R7) . 4. 1現在			2026 (R8) . 4. 1現在		
市町長部局	303	99	32.7%	247	98	39.7%	238	96	40.3%	237	94	39.7%	241	97	40.2%
教育委員会事務局	34	12	35.3%	34	15	44.1%	33	12	36.4%	30	12	40.0%	26	10	38.5%
保育所	25	23	92.0%	23	21	91.3%	24	22	91.7%	23	21	91.3%	23	22	95.7%
その他行政機関	10	1	10.0%	10	2	20.0%	10	1	10.0%	10	3	30.0%	11	3	27.3%
合 計	372 人	135 人	36.3%	314 人	136 人	43.3%	305 人	131 人	43.0%	300 人	130 人	43.3%	301 人	132 人	43.9%

4. 一般職のうち管理職総数の女性在職状況

区 分	一般職 管理職 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職 管理職 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職 管理職 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職 管理職 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)	一般職 管理職 総数	うち女 性(人)	女性比 率(%)
	2022 (R4) . 4. 1現在			2023 (R5) . 4. 1現在			2024 (R6) . 4. 1現在			2025 (R7) . 4. 1現在			2026 (R8) . 4. 1現在		
市町長部局	40	7	17.5%	34	7	20.6%	35	8	22.9%	35	7	20.0%	37	8	21.6%
教育委員会事務局	4	1	25.0%	5	2	40.0%	6	2	33.3%	5	1	20.0%	5	1	20.0%
保育所	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
その他行政機関	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
合 計	47 人	8 人	17.0%	42 人	9 人	21.4%	44 人	10 人	22.7%	43 人	8 人	18.6%	45 人	9 人	20.0%

5. 安芸高田市の人口(住民基本台帳登録者)

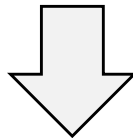
	2022 (R4) . 4. 1現在	2023 (R5) . 4. 1現在	2024 (R6) . 4. 1現在	2025 (R7) . 4. 1現在	2026 (R8) . 4. 1現在
女性	14,120人	13,865人	13,602人	13,227人	12,947人
男性	13,185人	12,988人	12,760人	12,512人	12,235人
総人口	27,305人	26,853人	26,362人	25,739人	25,182人
世帯数	13,335世帯	13,310世帯	13,309世帯	13,183世帯	13,052世帯

1. あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 政策形成及び意思決定過程における男女共同参画の推進

① 審議会などへの女性の参画拡大

課 題	
目 標 値	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性登用割合50%（ <u>現況37.8%</u> ）
具 体 的 な 取 り 組 み	

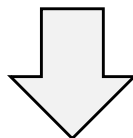


① 審議会などへの女性の参画拡大

課 題	
目 標 値	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性登用割合50%（ <u>現況35.5%</u> ）
具 体 的 な 取 り 組 み	

② 行政委員会等への女性の参画拡大

課 題	
目 標 値	地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性登用割合30%（ <u>現況21.4%</u> ）
具 体 的 な 取 り 組 み	



② 行政委員会等への女性の参画拡大

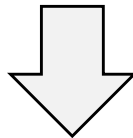
課 題	
目 標 値	地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性登用割合30%（ <u>現況20.7%</u> ）
具 体 的 な 取 り 組 み	

1. あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 政策形成及び意思決定過程における男女共同参画の推進

③ 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

課 題	
目 標 値	管理的地位にある行政職員に占める女性職員の割合30%（ <u>現況18.6%</u> ）
具 体 的 な 取 り 組 み	



③ 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

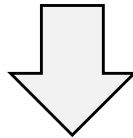
課 題	
目 標 値	管理的地位にある行政職員に占める女性職員の割合30%（ <u>現況20.0%</u> ）
具 体 的 な 取 り 組 み	

2.性別に関わらず仕事やライフスタイルを選択できる環境の整備

女性活躍推進計画

(1) 働く場における男女共同参画の推進

② 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取り組みの促進		
具 体 的 な 取 り 組 み	内容	所管課
	● 事業者や労働者に対し、ハラスメントに関する法令や制度、相談窓口等について周知・啓発を行い、防止に向けた事業者の取り組み等を支援する。 »事業所向けハラスメント対策研修会の開催 »カスタマーハラスメントポスターの配布による啓発	人権多文化共生推進課 商工観光課



② 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取り組みの促進		
具 体 的 な 取 り 組 み	内容	所管課
	● 事業者や労働者に対し、ハラスメントに関する法令や制度、相談窓口等について周知・啓発を行い、防止に向けた事業者の取り組み等を支援する。 »事業所向けハラスメント対策研修会の開催 »カスタマーハラスメントポスターの配布による啓発	人権多文化共生推進課 該当する各課

3.女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

(1) DV防止の社会意識の醸成と相談体制の充実

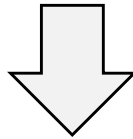
① DV等の防止に向けた情報提供や女性に対するあらゆる暴力を許さない意識の啓発

具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所 管 課
	2行目	
	● 若年層におけるデートDV等防止のための啓発を推進する。 ≫ 人権擁護委員による市内高校等への啓発 ≫ 甲田人権福祉センターの学校連携による学習会の開催	人権多文化共生推進課 こども家庭センター 学校教育課

※ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

・夫婦や恋人などの親密な関係にある（あった）パートナーからふるわれる暴力のこと

- (1) 身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など）
- (2) 精神的暴力（大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など）
- (3) 経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など）
- (4) 性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要する など）
- (5) 社会的隔離（勝手にメールなどを見る、家族や友人との付き合いを制限する など）
- (6) 子どもを巻き込んだ暴力（子どもの前で暴力をふるう、ばかにする など）



① DV等の防止に向けた情報提供や女性に対するあらゆる暴力を許さない意識の啓発

具 体 的 な 取 り 組 み	内 容	所 管 課
	● 若年層におけるデートDV等防止のための啓発を推進する。 ≫ 人権擁護委員による市内中学校・高校等への啓発 ≫ 甲田人権福祉センターの学校連携による学習会の開催	人権多文化共生推進課 こども家庭センター 学校教育課

※ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

・夫婦や恋人などの親密な関係にある（あった）パートナーからふるわれる暴力のこと

- (1) 身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など）
- (2) 精神的暴力（大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など）
- (3) 経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など）
- (4) 性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要する など）
- (5) 社会的隔離（勝手にメールなどを見る、家族や友人との付き合いを制限する など）
- (6) 子どもを巻き込んだ暴力（子どもの前で暴力をふるう、ばかにする など）

※デートDVとは

・恋人間で起きる暴力のことで、大人だけでなく、中学生、高校生などの若い世代の恋人間でも起きている問題

次世代育成支援対策推進法 及び女性活躍推進法に基づく 安芸高田市特定事業主行動計画

わたしとあなたを大切にするあったかプラン（案）の関連資料

基本方針 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

(1) 政策形成及び意思決定過程における男女共同参画の推進

③ 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

基本方針 2 性別に関わらず仕事やライフスタイルを選択できる環境の整備

(2) ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備

③ 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに向けた職業環境の整備

第 2 回審議会の補足資料

2026 年 3 月
安芸高田市

【計画目標③】

- ・職員の育児休業取得率を 100%にします。

プラン（案）14 ページ 基本方針 2-（2）-③ 該当箇所

【 行動内容 】

○産前産後休暇及び育児休業を取得する職員の代替職員の確保に努め、取得しやすい職場環境づくりを図ります。

○育児休業の休業制度や福利厚生制度を説明し、周知を図ります。

【 実 績 】

● 育児休業の取得率

区 分		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
行政職員	女 性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	男 性	60.0%	75.0%	50.0%	66.7%
消防吏員	女 性	—	—	—	—
	男 性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 対象となる職員がいない場合は、「—」と表記しています。

○上記のうち男性の育児休業取得の状況

区 分		2015 年度 ～ 2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
行政職員	男 性	0.0%	50.0%	60.0%	75.0%	50.0%	66.7%
消防吏員	男 性	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
上記の 実 数	対象者数	延べ 42 人	4 人	10 人	6 人	11 人	5 人
	取得者数	0 人	1 人	3 人	3 人	4 人	2 人
取得期間の内訳		—	1 年:1 名	1 年:2 名 5 月:1 名	1 年:1 名 6 月:2 名	1 年:1 名 2 月:1 名 1 月:1 名 1 週:1 名	6 月:1 名 4 月:1 名

職員が育児休業を取得するときは、育児休業の対象となっている子が 1 歳に達する日まで、育児休業手当金が支給されます。

（休業期間が 180 日に達するまでの間、給付割合が 100 分の 67）

【計画目標④】

- ・男性職員の配偶者出産時における特別休暇の取得率を 100%にします。

【 行動内容 】

○男性職員の出産・育児への参加を促進するため、出産を控えた配偶者がいる男性職員に、子育てに関する休暇制度や福利厚生制度を説明し、周知を図ります。

○休暇制度の趣旨と内容を理解し、安心して、気兼ねなく休暇が取得できるような職場の環境づくりを推進します。

【 実 績 】

● 配偶者出産休暇等の取得率

区分		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
行政職員	配偶者出産休暇	40.0%	50.0%	87.5%	100.0%
	育児参加休暇	40.0%	25.0%	62.5%	33.3%
消防吏員	配偶者出産休暇	40.0%	50.0%	16.7%	0.0%
	育児参加休暇	0.0%	50.0%	16.7%	0.0%

○上記の男性職員の配偶者出産時における特別休暇取得の状況

区 分		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
行政職員	配偶者出産休暇	66.7%	100%	66.7%	100%	100%	50.0%	40.0%	50.0%	87.5%	100%
	育児参加休暇	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	33.3%	0.0%	40.0%	25.0%	62.5%	33.3%
消防吏員	配偶者出産休暇	100%	50.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	50.0%	16.7%	0.0%
	育児参加休暇	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	16.7%	0.0%
配偶者 出産休暇	対象者数	6 人	6 人	13 人	6 人	11 人	4 人	10 人	6 人	11 人	5 人
	取得者数	5 人	4 人	5 人	5 人	3 人	1 人	4 人	3 人	6 人	3 人
育児参加 休暇	対象者数	6 人	6 人	13 人	6 人	11 人	4 人	10 人	6 人	11 人	5 人
	取得者数	0 人	2 人	0 人	3 人	1 人	0 人	2 人	2 人	4 人	1 人

・ 配偶者出産休暇とは：出産から 2 週間以内の 2 日間

・ 育児参加休暇とは：配偶者出産予定 8 週間前から出産から 1 年の間の 5 日間

女性の休日

THE DAY ICELAND STOOD STILL

2026
10.24 sat
13:00 開場
13:30 上映



マルシン  クリスタルアージョ
大ホール

(安芸高田市吉田町吉田 761)

入場料 一般 (18 歳以上) 800 円
障害者手帳をお持ちの方 400 円
18 歳未満 無料

定員 100 名 (申込制)
TEL45-4922



申込用
二次元コード

51年前

「休む」ことで
世界を変えた
女たちー

’75年10月24日 51年前
アイスランドの成人女性の90%が
仕事・家事・育児を一斉に「休む」という
前代未聞の出来事が起きたー

女性たちの連帯を目の当たりにし
ホットドックも作れない男たちはこう言った
『俺たちは楽チンに
生きすぎている!』

男女格差の国際基準であるジェンダーギャップ指数を
長年1位を維持し続けているアイスランドで起きた
女性たちの「緩やかで」「軽やかな」連帯
社会変革のきっかけとなった出来事を、
軽妙なドキュメンタリー映画としてお届けします。

© 2024 Other Noises and Krumma Films.

主催 甲田人権福祉センター

STAFF

ドキュメンタリー / 71 分
原題: The Day Iceland Stood Still
監督: パメラ・ホーガン
製作: フラプンヒルドゥル・ガンナルスドットイル (フラッパ)
エグゼクティブ・プロデューサー: イライザ・リード
編集: ケイト・タベルナ
撮影: ヘルギ・フェリクソン
音響: ベルガー・プリズン
アニメーション: ジョエル・オルロフ
音楽: マルグリート・ラウン (Vök, GusGus)
エンドクレジットソング: ビョーク「Future Forever」2024 年
字幕翻訳: 額賀深雪



やるの？ できるの？ 必ずやる！

ジェンダー平等先進国・北欧アイスランドが「はじまった」知られざる運命の1日

1975年10月24日、アイスランド全女性の90%が仕事や家事を一斉に休んだ、前代未聞のムーブメント「女性の休日」。国は機能不全となり、女性がいないと社会がまわらないことを証明しました。その後、アイスランドは最もジェンダー平等が進んだ国（2026年世界経済フォーラム発表・ジェンダーギャップ指数17年連続1位。日本は117位）となり、女性大統領と女性首相が国を治めている（2026年現在）。世界に衝撃を与えた、運命の1日を振り返るドキュメンタリーが、安芸高田市で初公開となります。

インターネットもスマホもない時代に「女性の休日」はなぜ成功したのか

誰にも確信がなかった「女性の休日」は、どうやって成し遂げられたのか。何が女性たちを突き動かしていったのか。運命の1日に向けてのストーリーが、当事者たちによる愉しげな証言と貴重なアーカイブ映像、絶妙に差し込まれるカラフルなアニメーションで、ポップに、エモーショナルに語られる71分です。

シスターフッド（女性たちの連帯）の柔らかな変革

「女性の休日」は、男女平等の実現という明確な目標のもと、みんなで「休む」ことで女性の存在意義を可視化し、ユーモアと柔らかさで参加しやすくした持続的社会運動モデル。女性解放を目指す女性の活動家だけでなく、普通的女性たちも連帯して踏み出した一歩は、誰もが生きやすい社会のために「いまを変えたい」人たちに、勇気と閃き（ひらめき）を与えます。

「女性の休日」とは

世界的に男女平等を求める運動が勢いを増してきた1975年（国際婦人年）6月20－21日、全国から約300名の女性たちが集まったアイスランド女性会議にて決起を署名。準備期間を経た10月24日、アイスランド全女性の90%が、職場や家庭にて一切の仕事を放棄した終日ストライキ（ストライキと言わず「休日」となった理由は、映画を鑑賞すると判明します。）を実施しました。首都レイキャビークには当時の人口の10%以上の2万5千人以上が集結し、全国各地20ヶ所以上で集会が開催されました。その後も「女性の休日」は断続的に継続して実施され、1985年・2005年・2010年・2016年・2018年・2023年の10月24日には、同一賃金を求めて賃金未払い分の時間以降の「仕事を休む」という取り組みを行いました。その他にも労働条件や子育て環境の改善、性暴力撲滅などを訴え、2023年には1975年以来の終日ストライキが実施され10万人が集まりました。